

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	つがる市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①土地、家屋及び償却資産の所有者として登記簿又は土地家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対する固定資産税額の賦課 ②固定資産税の課税の特例、減免等 ③固定資産税の還付（公金受取口座） ④地方税法に基づく調査
③システムの名称	1. 標準固定資産税システム 2. 標準収納管理システム 3. 宛名管理システム 4. eLTAXシステム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課ファイル 2. 登記済通知書ファイル 3. 家屋評価ファイル 4. 償却資産申告書ファイル 5. 市税還付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条第1項及び別表24（地方税）の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 地方税法第20条の11（事業者等への協力要請） 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄（特定個人情報利用事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 税務課、収納課
②所属長の役職名	税務課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 税務課 固定資産税係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-1107 ファクス:0173-42-9911 E-mail: zeimuka@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2163 ファクス:0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 税務課 固定資産税係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-1107 ファクス:0173-42-9911 E-mail: zeimuka@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2163 ファクス:0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管している。 また、セキュリティUSBメモリを使用し、さらに事前に許可を得ないと使用できないよう端末制御を行っており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えます。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲で制限されている。漏えい、滅失、毀損を防ぐため、書類やファイルを鍵付き保管庫に保管することは当然として、目隠し、確実な裁断など、物理的安全管理措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月20日	I「関連情報」1②	市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。	市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。	事後	
令和3年4月20日	II「しきい値判断項目」1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月20日	II「しきい値判断項目」2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年5月12日	II「しきい値判断項目」1	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月12日	II「しきい値判断項目」2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、市は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う	つがる市は、地方税及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①土地、家屋及び償却資産の所有者として登記簿は土地補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対する固定資産税額の賦課 ②納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免 ③市税の収納、還付、充当等の収納管理事務 ④督促状等送付や滞納整理事務 ⑤地方税法に基づく調査 ⑥申請に基づく公課証明書、評価証明書、納税証明書等の証明書の発行 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定	事後	
令和5年5月8日	I「関連情報」1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 宛名システム 5. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 宛名管理システム 4. eLTAXシステム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ	事後	
令和5年5月12日	I「関連情報」2特定個人情報名	(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収滞納ファイル	1. 固定資産税賦課ファイル 2. 登記済通知書ファイル 3. 家屋評価ファイル 4. 償却資産申告書ファイル 5. 市税還付ファイル	事後	
令和5年5月12日	I「関連情報」3. 個人番号の利用「法令上の根拠」	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	1. 番号法第9条第1項、別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和5年5月12日	I「関連情報」4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(2	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠):なし(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)(情報照会の根拠):27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):なし(情報照会の根拠):20条	事後	
令和5年5月12日	II「しきい値判断項目」1	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月12日	II「しきい値判断項目」2	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月12日	I「関連情報」7. 請求先	つがる市役所 財政部 税務課 市民税係	つがる市役所 財政部 税務課 固定資産税係	事後	
令和5年5月12日	I「関連情報」8. 連絡先	つがる市役所 財政部 税務課 市民税係	つがる市役所 財政部 税務課 固定資産税係	事後	
令和6年5月16日	II「しきい値判断項目」1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月16日	II「しきい値判断項目」2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	II「しきい値判断項目」1	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	II「しきい値判断項目」2	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	I「関連情報」1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務②事務の概要	つがる市は、地方税及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①土地、家屋及び償却資産の所有者として登記簿は土地補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対する固定資産税額の賦課 ②納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免 ③市税の収納、還付、充当等の収納管理事務 ④督促状等送付や滞納整理事務 ⑤地方税法に基づく調査 ⑥申請に基づく公課証明書、評価証明書、納税証明書等の証明書の発行	つがる市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①土地、家屋及び償却資産の所有者として登記簿又は土地家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対する固定資産税額の賦課 ②固定資産税の課税の特例、減免等 ③固定資産税の還付（公金受取口座） ④地方税法に基づく調査	事後	
令和8年6月19日	I「関連情報」1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 宛名管理システム 4. eLTAXシステム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ	1. 標準固定資産税システム 2. 標準収納管理システム 3. 宛名管理システム 4. eLTAXシステム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ	事後	
令和8年6月19日	I「関連情報」3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第9条第1項及び別表24の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	1. 番号法第9条第1項及び別表24（地方税）の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 地方税法第20条の11（事業者等への協力要請） 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）	事後	
令和8年6月19日	I「関連情報」4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠） なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項	事後	
令和8年6月19日	II「しきい値判断項目」 1. 対象人数「いつ時点の計	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月19日	II「しきい値判断項目」 2. 取扱者数「いつ時点の計	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月19日	IV「リスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分	事後	
令和8年6月19日	IV「リスク対策」11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	3	8	事後	
令和8年6月19日	IV「リスク対策」11「判断の根拠」	職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲で制限されている。そのため、	職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲で制限されている。漏えい、減		